

# 「高齢者バス身分証・乗車証」のお知らせ

日高町では、70歳以上の方に対して、「バス乗車証」を交付しております。  
「バス乗車証」は、有効期間に応じた交付負担金を納めていただいた方に交付します。

## バス乗車証の交付負担金

有効期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
交付負担金	800円	2,000円	4,000円	8,000円

※バスは、有効期間内で乗り放題となります。

- ①必要なもの 最近の顔写真(たて3cm、よこ2cm)  
印鑑
- ②対象者 満70歳以上の町民の方
- ③申請日 誕生日の翌月から申請できます。
- ④利用の仕方 「バス乗車証」を運転手さんに見せていただきます。  
バスを降りるときに料金を払う必要はありません。
- ⑤申請先
- ・本庁地区
    - 役場保健福祉課 01456-2-6183
    - 水・くらしサービスセンター 01456-2-0255
    - 厚賀出張所 01456-5-2111
  - ・総合支所地区
    - 日高総合支所住民生活課 01457-6-3173

## 満70歳以上の方へのお知らせ

門別温泉とねっこの湯入浴優待券の更新手続きを次のとおり行います。

### ◆更新手続

平成22年3月23日(火)から

- ・交付済みの門別温泉とねっこの湯優待利用対象者証を持参してください。  
※身分証を紛失された場合は、顔写真(縦3cm×横2cm)を持参してください。

### ◆新規交付

- ・年度途中で満70歳になられた方は、その翌月より申請できます。  
※事前に対象者あてに案内文書を発送します。

### ◆手続場所

- ・保健福祉課、日高総合支所住民生活課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所で行っています。

【お問い合わせ】 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話01456-2-6183

## 「アイヌ子弟教育の促進を図る事業」への希望の取りまとめについて

北海道が実施している下記4種類の事業について、日高町で申請希望者の取りまとめを行いますので、4月20日(火)までに住民課へご連絡下さい。

- ・事業名: 1)高等学校等進学奨励事業 2)高等学校通学費補助事業  
3)専修学校等進学奨励事業 4)大学等修学資金等貸付

【お問い合わせ】 住民課 電話01456-2-6182

# 春の火災予防運動

実施期間 4月20日～4月30日まで

統一標語 『消えるまでゆっくり火の元 くらめっ子』

春の訪れとともに空気が非常に乾燥し、強風が吹くなど、火災の発生しやすい時季を迎えます。

火災による死傷者（特に高齢者、障害者等の災害時要救護者）を出さないためにも、火の取扱いには十分注意しましょう。

期間中、午後8時00分にサイレンを吹鳴いたしますので、火の元の点検をお願いします。

## 出火原因ベスト3



第1位 放火

第2位 こんろ



第3位 たばこ

(平成21年消防白書調べ)

火災から大切な生命を守るために、  
住宅用火災警報器を設置しましょう



日高町では平成23年6月1日から、すべての住宅に設置が義務化されます。

上記期日まで猶予期間がありますが、『住宅火災における死亡原因の6割は逃げ遅れ』によるものです。逃げ遅れによる焼死者を出さないためにも、1日も早い設置をお願いします。

日高西部消防組合 消防署・日高支署・日高消防団